

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金
助成等選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金（以下、「本法人」という。）は、定款第3条の目的を達成するために、本法人が行う公益を増進するための助成等事業で支援する市民公益活動団体等を選定する選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、本法人が実施する事業に関して優れた見識と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者で組織する。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

2 理事長は、委員の委嘱に際して本法人の役員及び職員以外の者を過半数委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会に助成事業ごとに助成等選考会を設置し、助成等選考会規程の定める事務を行うものとする。

2 選考会の設置及び運営方法等については、助成等選考会規程の定めるところによる。

(事務局)

第6条 委員会の事務は、本法人の事務局が行うものとする。

2 事務局の職員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この要綱は2018年5月23日から施行する。